

香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第94号

香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則

香川県サンポート高松交流拠点施設規則（平成15年香川県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 国際会議場、展示場及び多目的広場の利用（第2条—第10条）</p> <p>第3章～第8章 略</p> <p>附則</p> <p>（利用の承認を要する施設）</p> <p>第1条の2 略</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>（利用時間）</p> <p>第2条 国際会議場及び展示場を利用することができる時間並びに多目的広場を専用使用により利用することができる時間は、午前9時から午後10時までとする。</p> <p>2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、国際会議場、展示場及び多目的広場（以下「国際会議場等」という。）を利用することができる時間を変更することができる。</p> <p>（利用の承認）</p> <p>第4条 国際会議場等に係る条例第3条前段の規定による利用の承認（以下</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 国際会議場、展示場、<u>多目的広場、大型テント広場及びアート広場</u>の利用（第2条—第10条）</p> <p>第3章～第8章 略</p> <p>附則</p> <p>（利用の承認を要する施設）</p> <p>第1条の2 交流拠点施設のうち条例第3条の承認（第34条の規定により指定管理者が行う場合を含む。）を受けなければならない施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p><u>（6） 大型テント広場（専用使用により利用する場合に限る。）</u></p> <p><u>（7） アート広場（専用使用により利用する場合に限る。）</u></p> <p>（利用時間）</p> <p>第2条 国際会議場及び展示場を利用することができる時間並びに多目的広場、<u>大型テント広場及びアート広場</u>を専用使用により利用することができる時間は、午前9時から午後10時までとする。</p> <p>2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、国際会議場、展示場、<u>多目的広場、大型テント広場及びアート広場</u>（以下「国際会議場等」という。）を利用することができる時間を変更することができる。</p> <p>（利用の承認）</p> <p>第4条 国際会議場等に係る条例第3条前段の規定による利用の承認（以下</p>

この章において「利用承認」という。)を受けようとする者は、国際会議場・展示場・多目的広場利用申込書(第1号様式)を知事に提出しなければならない。

2～4 略

(利用の承認の変更)

第5条 利用承認を受けた者(以下「会議場等利用者」という。)は、当該利用承認に係る条例第3条後段の規定による変更の承認(以下この章において「変更承認」という。)を受けようとするときは、国際会議場・展示場・多目的広場利用変更申込書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

2・3 略

(利用の中止の届出)

第6条 会議場等利用者は、国際会議場等の利用の全部又は一部を中止しようとするときは、国際会議場・展示場・多目的広場利用中止届(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(使用料の免除)

第9条 知事は、国、地方公共団体又は公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローが利用承認又は変更承認を受けて多目的広場を利用する場合において、サンポート高松のにぎわいの創出のため必要があると認めるときは、その使用料を免除する。

(指定管理者による管理の基準等)

第34条の2 略

2 略

(1) 国際会議場、展示場、情報通信交流館又は多目的広場 当該施設の維持管理及び利用の承認に関する業務、利用料金の収受に関する業務その他の運営に関する業務

(2)～(4) 略

3～6 略

この章において「利用承認」という。)を受けようとする者は、国際会議場・展示場・多目的広場・大型テント広場・アート広場利用申込書(第1号様式)を知事に提出しなければならない。

2～4 略

(利用の承認の変更)

第5条 利用承認を受けた者(以下「会議場等利用者」という。)は、当該利用承認に係る条例第3条後段の規定による変更の承認(以下この章において「変更承認」という。)を受けようとするときは、国際会議場・展示場・多目的広場・大型テント広場・アート広場利用変更申込書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

2・3 略

(利用の中止の届出)

第6条 会議場等利用者は、国際会議場等の利用の全部又は一部を中止しようとするときは、国際会議場・展示場・多目的広場・大型テント広場・アート広場利用中止届(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(使用料の免除)

第9条 知事は、国、地方公共団体又は公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローが利用承認又は変更承認を受けて多目的広場、大型テント広場又はアート広場を利用する場合において、サンポート高松のにぎわいの創出のため必要があると認めるときは、その使用料を免除する。

(指定管理者による管理の基準等)

第34条の2 略

2 条例第4条第6項の規則で定める業務は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。

(1) 国際会議場、展示場、情報通信交流館、多目的広場、大型テント広場又はアート広場 当該施設の維持管理及び利用の承認に関する業務、利用料金の収受に関する業務その他の運営に関する業務

(2)～(4) 略

3～6 略

別表第1（第8条、第34条の3、第35条関係）

1 略

施設	区分	単位	使用料の額
略			
多目的 広場	略		

別表第1（第8条、第34条の3、第35条関係）

1 施設の基本使用料

施設	区分	単位	使用料の額
略			
多目的 広場	略		
大型テ ント広 場	全面を専用使用に より利用する場合	午前9時から午後 10時まで	110,700円
		午前9時から午後 5時まで	70,700円
		午後1時から午後 10時まで	80,800円
		午前9時から正午 まで	30,300円
		午後1時から午後 5時まで	40,400円
		午後6時から午後 10時まで	40,400円
	大型テント部分を 専用使用により利 用する場合	午前9時から午後 10時まで	54,100円
		午前9時から午後 5時まで	34,600円
		午後1時から午後 10時まで	39,500円
		午前9時から正午 まで	14,800円
		午後1時から午後 5時まで	19,700円
		午後6時から午後 10時まで	19,700円
芝生部分を専用使 用により利用する 場合	午前9時から午後 10時まで	37,100円	
	午前9時から午後	23,700円	

駐車場	略

		<u>5時まで</u> <u>午後1時から午後10時まで</u> <u>午前9時から正午まで</u> <u>午後1時から午後5時まで</u> <u>午後6時から午後10時まで</u> <u>午前9時から午後10時まで</u> <u>午前9時から午後5時まで</u> <u>午後1時から午後10時まで</u> <u>午前9時から正午まで</u> <u>午後1時から午後5時まで</u> <u>午後6時から午後10時まで</u>	<u>27,100円</u> <u>10,000円</u> <u>13,500円</u> <u>13,500円</u> <u>19,200円</u> <u>12,300円</u> <u>13,900円</u> <u>5,200円</u> <u>6,900円</u> <u>6,900円</u>
	<u>砕石敷き部分を専用使用により利用する場合</u>		
<u>アート広場</u>	<u>全面を専用使用により利用する場合</u>	<u>午前9時から午後10時まで</u> <u>午前9時から午後5時まで</u> <u>午後1時から午後10時まで</u> <u>午前9時から正午まで</u> <u>午後1時から午後5時まで</u> <u>午後6時から午後10時まで</u>	<u>98,300円</u> <u>62,700円</u> <u>71,600円</u> <u>26,800円</u> <u>35,700円</u> <u>35,700円</u>
駐車場	略		

備考

- 1～2 略
- 2 略

施設	区分	単位	使用料の額
略			
多目的 広場	略		

備考

- 1～2 略
- 2 午前9時前、正午から午後1時まで、午後5時から午後6時まで又は午後10時後の時間において利用する場合（準備又は撤去のために利用する場合を含む。）の1時間当たりの使用料

施設	区分	単位	使用料の額
略			
多目的 広場	略		
大型テ ント広 場	全面を専用使用に より利用する場合	午前9時前、正午 から午後1時まで、 午後5時から午後 6時まで又は午後 10時後	12,150円
	大型テント部分を 専用使用により利 用する場合	午前9時前、正午 から午後1時まで、 午後5時から午後 6時まで又は午後 10時後	5,960円
	芝生部分を専用使 用により利用する 場合	午前9時前、正午 から午後1時まで、 午後5時から午後 6時まで又は午後 10時後	4,080円
	砕石敷き部分を専 用使用により利用 する場合	午前9時前、正午 から午後1時まで、 午後5時から午後 6時まで又は午後 10時後	2,200円
アート 広場	全面を専用使用に より利用する場合	午前9時前、正午 から午後1時まで、 午後5時から午後 6時まで又は午後	10,780円

備考 略

3 略

4 略

略

備考

1 「電気特別使用料」とは展示場を利用する者又は多目的広場を専用使用により利用する者が持ち込んだ電気器具を使用するために展示場又は多目的広場内のコンセント設備を利用する場合に係る電気使用料をいい、「ガス特別使用料」とは展示場内のガス設備を利用する場合に係るガス使用料をいい、「水道特別使用料」とは展示場内の給水設備を利用する場合に係る水道使用料をいう。

2～3 略

5～6 略

別表第2（第34条の3関係）

1 略

2 略

略

備考

1 「電気特別使用料」とは展示場を利用する者、交流館利用者又は多目的広場を専用使用により利用する者が持ち込んだ電気器具を使用するために展示場、情報通信交流館又は多目的広場内のコンセント設備を利用する場合に係る電気使用料をいい、「ガス特別使用料」とは展示場内のガス設備を利用する場合に係るガス使用料をいい、「水道特別使用料」とは展示場内の給水設備を利用する場合に係る水道使用料をいう。

2 略

10時後

備考 略

3 略

4 電気特別使用料、ガス特別使用料及び水道特別使用料

略

備考

1 「電気特別使用料」とは展示場を利用する者又は多目的広場若しくは大型テント広場を専用使用により利用する者が持ち込んだ電気器具を使用するために展示場、多目的広場又は大型テント広場内のコンセント設備を利用する場合及び大型テント広場を専用使用により利用する者が大型テントの照明設備を利用する場合に係る電気使用料をいい、「ガス特別使用料」とは展示場内のガス設備を利用する場合に係るガス使用料をいい、「水道特別使用料」とは展示場、大型テント広場又はアート広場内の給水設備を利用する場合に係る水道使用料をいう。

2～3 略

5～6 略

別表第2（第34条の3関係）

1 略

2 電気特別使用料、ガス特別使用料及び水道特別使用料

略

備考

1 「電気特別使用料」とは展示場を利用する者、交流館利用者又は多目的広場若しくは大型テント広場を専用使用により利用する者が持ち込んだ電気器具を使用するために展示場、情報通信交流館、多目的広場又は大型テント広場内のコンセント設備を利用する場合及び大型テント広場を専用使用により利用する者が大型テントの照明設備を利用する場合に係る電気使用料をいい、「ガス特別使用料」とは展示場内のガス設備を利用する場合に係るガス使用料をいい、「水道特別使用料」とは展示場、大型テント広場又はアート広場内の給水設備を利用する場合に係る水道使用料をいう。

2 略

第1号様式 (第4条関係)

(日本産業規格A列4番)

国際会議場・展示場・多目的広場利用申込書			
香川県知事 殿		年 月 日	
申込者 住所		氏名	
		〔団体にあつては、その 名称及び代表者の氏名〕	
		電話番号 () —	
次のとおり国際会議場・展示場・多目的広場を利用したいので申し込みます。			
催物等の名称			
利用の目的 (催物等の内容)			
利用期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
内訳	準備期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
	開催期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
	撤去期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
入場予定者数	延 人、1日最大 人 (月 日)、最少 人 (月 日)		
※利用施設	国際会議場	会議室、応接室、第1控室、第2控室、ビジネスルーム	
	展示場	展示場 (全面・A・B)	
	多目的広場	多目的広場 (全面・水景施設を除く部分)	
※電気、ガス又は水道の使用	展示場	電気・ガス・水道	
	多目的広場	電気	
担当者	所属 連絡先 ()	役職 氏名	※事前公表の可否 可・否

備考 1. ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。
2. 展示場を2分割した場合の北側部分をA、南側部分をBとします。

第1号様式 (第4条関係)

(日本産業規格A列4番)

国際会議場・展示場・多目的広場・大型テント広場・ アート広場利用申込書			
香川県知事 殿		年 月 日	
申込者 住所		氏名	
		〔団体にあつては、その 名称及び代表者の氏名〕	
		電話番号 () —	
次のとおり国際会議場・展示場・多目的広場・大型テント広場・アート広場を利用したいので申し込みます。			
催物等の名称			
利用の目的 (催物等の内容)			
利用期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
内訳	準備期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
	開催期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
	撤去期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
入場予定者数	延 人、1日最大 人 (月 日)、最少 人 (月 日)		
※利用施設	国際会議場	会議室、応接室、第1控室、第2控室、ビジネスルーム	
	展示場	展示場 (全面・A・B)	
	多目的広場	多目的広場 (全面・水景施設を除く部分)	
	大型テント広場	大型テント広場 (全面・大型テント部分・芝生部分・碎石敷き部分)	
※電気、ガス又は水道の使用	アート広場	アート広場 (全面)	
	展示場	電気・ガス・水道	
	多目的広場	電気	
※電気、ガス又は水道の使用	大型テント広場	電気・水道	
	アート広場	水道	
担当者	所属 連絡先 ()	役職 氏名	※事前公表の可否 可・否

備考 1. ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。
2. 展示場を2分割した場合の北側部分をA、南側部分をBとします。

付表1 (日本産業規格A列4番)
利 用 日 程

施設	区分	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
		午 夜	午 夜	午 夜	午 夜	午 夜	午 夜	午 夜
		前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後
国際 会議 場	会 議 室							
	応 接 室							
	第 1 控 室							
	第 2 控 室							
	ビ ジ ネ ス ル ー ム							
展 示 場	全 面							
	A							
	B							
多 目 的 広 場	全 面							
	水景施設を 除 く 部 分							

注 1 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後10時までをいいます。
 2 該当するところに利用日と○印を記入してください。ただし、準備又は撤去のために利用する場合は、△印を記入してください。
 3 展示場を2分割した場合の北側部分をA、南側部分をBとします。

付表1 (日本産業規格A列4番)
利 用 日 程

施設	区分	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
		午 夜	午 夜	午 夜	午 夜	午 夜	午 夜	午 夜
		前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後
国際 会議 場	会 議 室							
	応 接 室							
	第 1 控 室							
	第 2 控 室							
	ビ ジ ネ ス ル ー ム							
展 示 場	全 面							
	A							
	B							
多 目 的 広 場	全 面							
	水景施設を 除 く 部 分							
大 型 テ ン ト 広 場	全 面							
	大型テント 部 分							
	芝 生 部 分							
ア ー ト 広 場	碎 石 敷 部 分							
	全 面							

注 1 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後10時までをいいます。
 2 該当するところに利用日と○印を記入してください。ただし、準備又は撤去のために利用する場合は、△印を記入してください。
 3 展示場を2分割した場合の北側部分をA、南側部分をBとします。

附表2

附属設備及び器具 (日本産業規格A列4番)

施設	品目	単位	利用日及び利用数量																		
			月		日		月		日		月		日		月		日				
			前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後					
国際会議場	折り畳み式ステージ	台																			
	演台	台																			
	司会者台	台																			
	音響装置	式																			
	移動式スピーカー	台																			
	マイクロホン	本																			
	DLPプロジェクター装置	式																			
	スクリーン	式																			
	資料提示装置	式																			
	サスペンションスポットライト	列																			
	同時通訳装置	式																			
	同時通訳レシーバー	台																			
展示場	映像・音声伝送システム	式																			
	映像・音声伝送システム用カメラ	台																			
	展示用パネル	枚																			
	折り畳み式ステージ	台																			
	演台	台																			
	司会者台	台																			
	パーティーションロープ (スタンド付き)	本																			
	音響装置	式																			
	移動式スピーカー	台																			
	マイクロホン	本																			
	液晶プロジェクター装置	式																			
	スクリーン	式																			

注 1 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後10時までをいいます。
 2 該当するところに利用日と利用数量を記入してください。

附表2

附属設備及び器具 (日本産業規格A列4番)

施設	品目	単位	利用日及び利用数量																		
			月		日		月		日		月		日		月		日				
			前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後					
国際会議場	折り畳み式ステージ	台																			
	演台	台																			
	司会者台	台																			
	音響装置	式																			
	移動式スピーカー	台																			
	マイクロホン	本																			
	DLPプロジェクター装置	式																			
	スクリーン	式																			
	資料提示装置	式																			
	サスペンションスポットライト	列																			
	同時通訳装置	式																			
	同時通訳レシーバー	台																			
展示場	映像・音声伝送システム	式																			
	映像・音声伝送システム用カメラ	台																			
	展示用パネル	枚																			
	折り畳み式ステージ	台																			
	演台	台																			
	司会者台	台																			
	パーティーションロープ (スタンド付き)	本																			
	音響装置	式																			
	移動式スピーカー	台																			
	マイクロホン	本																			
	液晶プロジェクター装置	式																			
	スクリーン	式																			

注 1 午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後10時までをいいます。
 2 該当するところに利用日と利用数量を記入してください。

第2号様式 (第5条関係)

(日本産業規格A列4番)

国際会議場・展示場・多目的広場利用変更申込書				
年 月 日				
香川県知事 殿		申込者 住 所		
氏 名				
〔団体にあっては、その 名称及び代表者の氏名〕				
電話番号 () —				
年 月 日付けで承認のあった国際会議場・展示場・多目的広場の 利用について、次のとおり変更したいので申し込みます。				
変 更 の 理 由				
変 更 後 の 内 容	催物等の名称			
	利用期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
	内	準備期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
		開催期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
	訳	撤去期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
		入場予定者数	延 人、1日最大 人 (月 日)、最少 人 (月 日)	
	※利用施設	国際会議場	会議室、応接室、第1控室、第2控室、ビジネスルーム	
展 示 場		展示場 (全面・A・B)		
多目的広場		多目的広場 (全面・水景施設を除く部分)		
※電気、ガス又は水道の使用	展 示 場	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道		
	多目的広場	電 気		
担 当 者	所 属 役 職 氏 名 連絡先 ()	※事前公表の可否	可・否	

備考 1 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。
2 展示場を2分割した場合の北側部分をA、南側部分をBとします。
3 利用日程又は利用する附属設備若しくは器具を変更する場合には、その変更内容に応じて、それぞれ第1号様式付表1又は付表2を添付してください。

第2号様式 (第5条関係)

(日本産業規格A列4番)

国際会議場・展示場・多目的広場・大型テント広場・ アート広場利用変更申込書				
年 月 日				
香川県知事 殿		申込者 住 所		
氏 名				
〔団体にあっては、その 名称及び代表者の氏名〕				
電話番号 () —				
年 月 日付けで承認のあった国際会議場・展示場・多目的広場・ 大型テント広場・アート広場の利用について、次のとおり変更したいので申し込み ます。				
変 更 の 理 由				
変 更 後 の 内 容	催物等の名称			
	利用期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
	内	準備期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
		開催期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
	訳	撤去期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
		入場予定者数	延 人、1日最大 人 (月 日)、最少 人 (月 日)	
	※利用施設	国際会議場	会議室、応接室、第1控室、第2控室、ビジネスルーム	
展 示 場		展示場 (全面・A・B)		
多目的広場		多目的広場 (全面・水景施設を除く部分)		
大型テント広場		大型テント広場 (全面・大型テント部分・芝生部分・碎石敷き部分)		
※電気、ガス又は水道の使用	展 示 場	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道		
	多目的広場	電 気		
担 当 者	所 属 役 職 氏 名 連絡先 ()	※事前公表の可否	可・否	

備考 1 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。
2 展示場を2分割した場合の北側部分をA、南側部分をBとします。
3 利用日程又は利用する附属設備若しくは器具を変更する場合には、その変更内容に応じて、それぞれ第1号様式付表1又は付表2を添付してください。

第3号様式（第6条関係）

（日本産業規格A列4番）

国際会議場・展示場・多目的広場利用中止届

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

〔団体にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

電話番号（ ） —

年 月 日付けで承認のあった国際会議場・展示場・多目的広場の
利用の全部又は一部について、次のとおり中止したいので届け出ます。

承認 済 の 内 容	催物等の名称			
	利用期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
	※利用施設	国際会議場	会議室、応接室、第1控室、第2控室、ビジネス ルーム	
		展 示 場	展示場（全面・A・B）	
		多目的広場	多目的広場（全面・水景施設を除く部分）	
中止の理由				
一部中止となる 利用施設等の 内 容				

備考 1 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。
2 展示場を2分割した場合の北側部分をA、南側部分をBとします。

第3号様式（第6条関係）

（日本産業規格A列4番）

国際会議場・展示場・多目的広場・大型テント広場・
アート広場利用中止届

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住 所

氏 名

〔団体にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

電話番号（ ） —

年 月 日付けで承認のあった国際会議場・展示場・多目的広場・
大型テント広場・アート広場の利用の全部又は一部について、次のとおり中止した
いので届け出ます。

承認 済 の 内 容	催物等の名称			
	利用期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
	※利用施設	国際会議場	会議室、応接室、第1控室、第2控室、ビジネス ルーム	
		展 示 場	展示場（全面・A・B）	
		多目的広場	多目的広場（全面・水景施設を除く部分）	
		大型テント 広 場	大型テント広場（全面・大型テント部分・芝生部 分・砕石敷き部分）	
アート広場	アート広場（全面）			
中止の理由				
一部中止となる 利用施設等の 内 容				

備考 1 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。
2 展示場を2分割した場合の北側部分をA、南側部分をBとします。

附 則

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 改正前の規則で定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。